

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 56 号

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する
基準を定める条例（平成 25 年函館市条例第 27 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条第 6 項各号列記以外の部分および第 1 号ならびに第 7 項各号列
記以外の部分および第 1 号中「もしくは作業療法士」を「，作業療法士
もしくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一
部改正に伴い，サテライト型小規模介護老人保健施設等における職員の
配置の基準に関する規定を整備するため